

告 示

埼玉県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所

氏 名 住 所

小川 久 雄 埼玉県蓮田市大字江ヶ崎二千六十八番地